

銚子地域振興に関する覚書

銚子中心市街地活性化研究会（以下「甲」という。）と学校法人加計学園千葉科学大学（以下「乙」という。）は、平成26年10月8日締結済みの「地（知）の拠点整備事業に関する包括連携協定書」に基づき、次のとおり、地域課題である過疎化による銚子市の中心市街地の衰退の解決に関し、甲並びに乙の教員、学生が連携して研究し、活動することについての覚書を締結するものとする。

（覚書の目的）

第1条 この覚書は、甲並びに乙が地域課題である過疎化による銚子市の中心市街地の衰退の解決に関し、互いに協力し地域社会の発展と大学教育及び社会貢献に寄与することを目的とする。

（協力事項）

第2条 前条に定める目的を達成するため、次の事項について甲及び乙は相互に協力して研究及び活動を行う。

- (1) 銚子の中心市街地活性化
- (2) 前号に規定する研究及び活動に資するインターンシップ等の活動協力
- (3) その他甲乙間で協議して定める事項

（実施主体）

第3条 前条に定める事項に関わる研究の実施主体は、甲の実施代表として甲の会長 川津光雄、乙の実施主体として実際に学生と共に活動する教員である千葉科学大学 危機管理学部 木村栄宏教授とその研究室学生とする。

（秘密保持）

第4条 甲及び乙は、第2条に定める相互協力事項により相手方から提供された情報を相手方の事前の承諾なく第三者に提供、開示若しくは漏洩し、又は第1条に規定する目的以外の利用は行わない。

（活動に伴う利益）

第5条 本覚書に基づき活動した結果、コンセプトや成果物等に関して金銭的な利益が生じた場合の取り扱い等については別途協議する。

（覚書の有効期間）

第6条 この覚書の有効期間は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙のいずれからも改廃の申し出がない場合は、さらに1年間を有効とし、その後の更新も同様とする。

（その他）

第7条 本覚書について疑義が生じたとき又は本覚書に定めがない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

本覚書締結の証として本覚書を2通作成し、甲乙各1通を保有する。

平成30年 4月 1日

甲 銚子中心市街地活性化研究会

会長 川津光雄



乙 学校法人加計学園 千葉科学大学

学長

木
村
栄
宏

